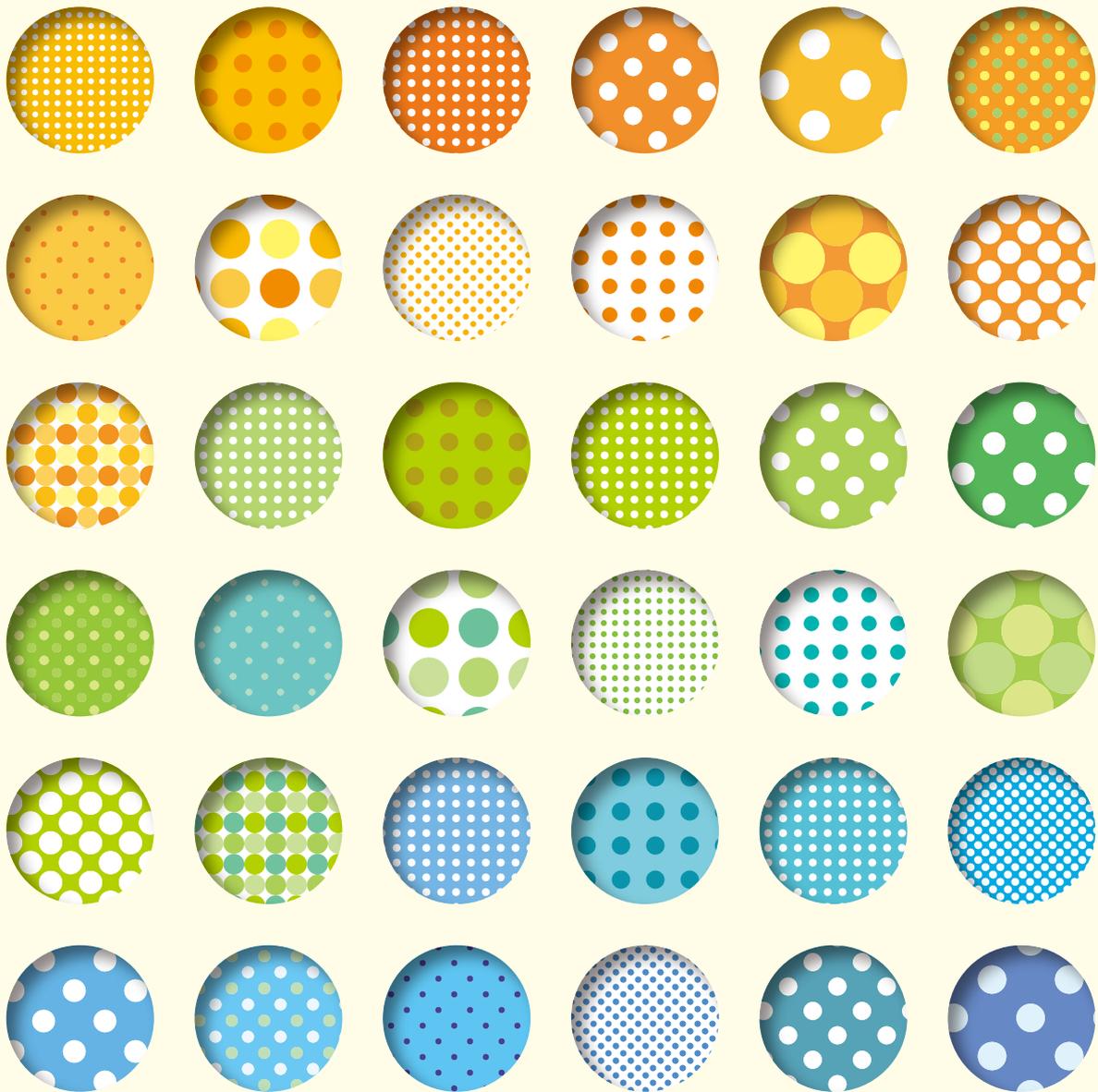


# 横須賀市人権施策推進指針 [改定版]

～市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される社会を目指して～



令和元年(2019年)7月

横須賀市

# 第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

「人権（基本的人権）」という言葉は、誰でも聞いたことがあると思います。しかし、友達や家族の間の日常的な会話でこの言葉が使われることは、ほとんどないかもしれません。人権は、私たちにとってとても大切なものです。それにもかかわらず、人権は傷つきやすく、もろいものです。そのため、自分たちの人権をまもるためには、人権の歴史、人権の意味、人権の価値を正確に理解することが必要です。

人権は、誰かから与えられるものではありません。人権は、すべての人が生まれながらにして、等しく有しているものです。自分一人だけではなく、すべての人がそれぞれ人権を有しています。従って、人権は、「自分だけよければよい」ということを意味する権利ではありません。人権の保障にとっての第一歩は、それぞれが互いに「かけがえのない個人」であることを認め、尊重し合うことです。

## 1 指針の性格

横須賀市は、目指すべき都市像として「国際海の手文化都市」を掲げ、その実現に向け平成9年（1997年）に「横須賀市基本構想」を策定しました。この中で、まちづくり政策の一つとして「健康でやさしい心のふれあうまち」を掲げ、「すべての人々が互いの存在を認め合い、差別を受けることなく、生活できる環境」づくりに取り組んできました。

「横須賀市人権施策推進指針」は、今後の人権施策の推進に当たり、「横須賀市基本構想」に基づいて各分野で進められている施策を人権擁護の視点からとらえ直し、取り組むべき方向性を明らかにして、「横須賀市人権都市宣言」に込められた人権尊重の理念に基づいて、より確実に進めていくための道しるべとして平成21年（2009年）に策定しました。

## 2 指針の位置付け

「横須賀市人権施策推進指針」は、横須賀市基本計画を上位計画とし、「横須賀市人権都市宣言」に込められた人権尊重の理念に基づき、各分野別計画と連携し、今後の人権施策をより確実に進めていくためのガイドラインとして策定しました。

## 3 指針の改定について

社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況が変化しています。多様化、複雑化が進む社会の諸問題に的確に対応し、より一層時代に即した指針とするため、学識経験者、市民等の第三者による「横須賀市人権施策推進会議」から意見をいただき改定を行いました。

## 第2章 | 基本理念（人権都市宣言）

憲法などにおける人権の保障は、ゴールラインではありません。それらは、現実には人権を保障するためのスタートラインです。この問題意識を踏まえて、「人権都市宣言」は、横須賀市が自治体の責務として人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを宣言したものです。

### 横須賀市人権都市宣言

人権は、人が人であることに基づいて、当然に保障される権利です。すべての人は、生まれながらにして、等しく人権を有しています。しかしながら、現実には差別や虐待などの人権問題が存在しています。

横須賀市は、子どもから高齢者まで世代を問わず、また性別や国籍を問わず、この地に暮らし、働き、学び、遊ぶ市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重します。

さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない都市をめざして、市民と協働しつつ、人権尊重の理念に基づく市政に取り組むことを宣言します。

平成 19 年（2007 年）2 月 18 日  
横 須 賀 市 長

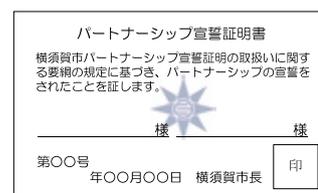
#### **i** INFORMATION

### 横須賀市パートナーシップ宣誓証明制度

戸籍上の性別にとらわれず、お互いが大切なパートナーと思っている方々の誰もが、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを横須賀市が公に証明し、宣誓証明書（カードサイズ）を交付するという制度です。

宣誓を希望される方は、市ホームページで宣誓要件を確認し、宣誓希望日の7日前（土日・祝日を除く）までに事前予約してください。

同性カップルの方々に限らず、事実婚の方も宣誓できます。また宣誓日は土日・祝日も可能です。



宣誓証明書の見本



詳細は  
横須賀市HPを  
ご覧ください

# 第3章 人権施策推進の基本的な方向

## 1 人権教育・啓発の推進

- ① 学校教育の充実
- ② 社会教育の充実
- ③ 市民一人ひとりの人権意識の向上
- ④ 市職員や教職員、福祉・医療関係者の人権意識の向上

## 2 相談体制の充実

- ① 相談しやすい体制づくりの充実と窓口の周知
- ② 関係機関・団体と連携し解決につなげる体制づくりの充実
- ③ 相談にかかわる職員の知識習得と対応技術の向上

## 3 市民や関係機関との連携の推進

- ① 市民や関係機関との連携の推進
- ② 家庭、地域、学校、職場などさまざまな分野での連携の推進
- ③ 国や県との連携を図り、問題解決に向けた取り組みの推進

## 4 人権尊重の視点に立った市政の推進

- ① 個人情報の適正な取り扱い
- ② 社会情勢を的確に把握するとともに関係部局との連携の推進
- ③ 適正な人権施策推進のための効率的な行財政の運営
- ④ 職員一人ひとりの人権意識の向上

### INFORMATION

#### デュオよこすか

デュオよこすかは、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会を推進するための拠点施設です。

オープンなスペースとして「交流」「情報の収集・提供」の機能を備えるとともに、「相談」の場を設けています。



- 場 所 横須賀市本町2-1  
(横須賀市立総合福祉会館5階)
- 電 話 046-822-0804
- 開館時間 9時～18時
- 休館日 年末年始、臨時休館日



詳細は  
横須賀市HPを  
ご覧ください

# 分野別課題解決への基本的方向

(※掲載順は優先順位ではありません) 【新】…今回の改定で新しく位置づけられたもの

## 1 男女共同参画

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性の活躍推進
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進【新】
- (4) 暮らしやすい社会の意識づくり
- (5) 誰も孤立させない社会に向けた支援【新】
- (6) 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進
- (7) DV等を根絶する環境づくり

## 2 子ども

- (1) 地域における子育て支援と相談の体制の充実
- (2) 家庭や地域における教育力の向上
- (3) いじめの未然防止と早期解決のための取り組みの推進
- (4) 不登校やひきこもりの児童生徒への支援の推進
- (5) 虐待の発生予防・早期発見・早期対応への取り組みの推進
- (6) 社会的養育を必要とする子どもの支援の推進【新】
- (7) 健やかに育つ社会環境づくりの推進
- (8) 児童搾取防止の啓発活動の推進
- (9) 教職員への人権意識の啓発の推進【新】
- (10) 子どもたちへの人権意識の啓発の推進【新】

## 3 高齢者

- (1) 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせる環境づくりの推進
- (2) 虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み
- (3) 介護予防についての意識を高め、高齢者の生活機能の維持向上の促進
- (4) 住み慣れた地域での生活の支援
- (5) 高齢者の権利擁護の推進
- (6) 介護保険制度の広報・啓発や研修などの充実
- (7) 利用しやすい施設・設備づくりの推進
- (8) 福祉教育の充実
- (9) 介護人材を確保し、定着を促進【新】
- (10) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進【新】

## 4 障害者

- (1) 障害者の地域生活の支援
- (2) 保健・医療サービスの充実
- (3) 相談支援・情報提供の充実
- (4) 障害児施策の充実
- (5) 働く場・活動の場の充実
- (6) バリアフリーのまちづくりの推進
- (7) 権利擁護システムの構築推進
- (8) 障害者福祉の推進基盤の整備

## 5 同和問題

- (1) 教育・啓発活動の推進
- (2) 人権教育の推進
- (3) えせ同和行為の排除
- (4) 相談体制の充実
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 当事者団体との連携及び地域住民の交流の促進【新】

## 6 外国人

- (1) 外国人の生活の支援
- (2) 相互理解を深める交流事業の実施
- (3) 多言語による情報発信
- (4) 災害時における外国人の支援
- (5) 外国人の子どもたちの就学支援
- (6) 外国人の医療の確保や健康増進に関する情報提供

## 7 患者等

- (1) 医療体制の維持・改善
- (2) 地域における医療連携の促進
- (3) 患者の自己選択に基づく医療の確保
- (4) 病気に関する正しい知識の普及を推進
- (5) 相談体制の充実
- (6) 市民の健康の増進
- (7) 個人情報適切な管理

## 8 インターネットによる人権侵害【新】

- (1) 教育・啓発活動の推進
- (2) 相談・支援の充実

## 9 性的マイノリティ【新】

- (1) 性的マイノリティ当事者の人権を守る取り組み
- (2) 相談体制の整備
- (3) 正しい知識の周知
- (4) 関係機関等との連携

## 10 自殺をめぐる問題【新】

- (1) 自殺の実態分析
- (2) 地域連携
- (3) 相談体制の充実
- (4) 人材育成
- (5) 普及・啓発活動
- (6) ハイリスク者・若年者・高齢者・生活困窮者への対策
- (7) 自死遺族支援事業
- (8) 周産期のメンタルヘルス支援
- (9) 自殺未遂者対策

## 11 その他の人権問題

- (1) 犯罪被害者およびその家族の人権
- (2) 刑を終えて出所した者等やその家族の人権
- (3) 路上生活者(ホームレス)・生活困窮者の人権
- (4) 就労支援を必要とする人の人権
- (5) 職場における人権侵害
- (6) 婚外子の人権
- (7) 災害に伴う人権問題【新】
- (8) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題【新】
- (9) アイヌ民族の人権【新】

## 第4章 | 今後の人権施策推進に向けて

【新】…今回の改定で新しく位置づけられたもの

この指針は、横須賀市が目指す人権施策の方向性を示し、各分野の施策の企画・立案・実施・見直しなどに際して、人権擁護という欠くことのできない視点を与えるためのものです。また、日常の業務の遂行に当たった際の行動のガイドラインともなるものです。

人権の保障は、常に課題であり、目標であり続けます。従って、今後進めていく人権施策は、常に見直しを行い、改善していかなければなりません。

そのため、人権擁護にかかわる取り組みを人権尊重の理念にのっとり、総合的かつ効果的に進めていくための仕組みづくりについて、検討を行います。

### 1 庁内推進体制の整備

複合化する人権問題への対応など、部局間の連携を高め、人権施策を総合的に推進するための庁内体制を整備します。

### 2 第三者評価機関の設置

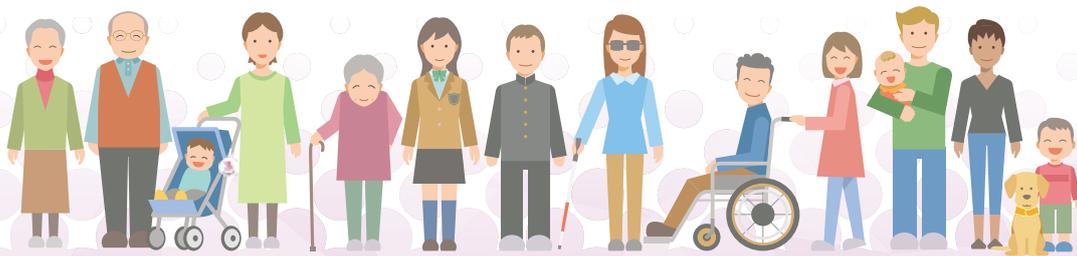
横須賀市の施策・事業について、人権擁護の観点から評価し、必要な提言などを行う第三者評価機関を設置します。

### 3 市民意識調査の実施【新】

市民意識調査を定期的に行い、市民の方がどのようなことを問題と認識しているのかを把握し、事業の推進や指針の改定の際の参考とします。

### 4 人権施策推進指針の見直し

指針の内容は、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況を見据えながら、必要に応じて見直します。



## ◆人権に関する主な相談窓口一覧◆

	相談内容	相談窓口	電話番号
人権	くらしの人権相談	横須賀市役所 1階市民相談室 (人権・男女共同参画課)	☎046-822-8219
女性	女性のためのDV相談	はぐくみかん5階 (こども青少年支援課)	☎046-822-8307
	女性のための相談室	総合福祉会館5階デュオよこすか (人権・男女共同参画課)	☎046-828-8177
子ども	こども青少年相談	はぐくみかん5階 (こども青少年支援課)	☎046-823-3152
	児童に関する相談	はぐくみかん3階 (児童相談所)	☎046-820-2323
高齢者	高齢者総合相談窓口	横須賀市役所分館2階 (高齢福祉課)	☎046-822-9613
	高齢者虐待防止センター	横須賀市役所分館2階 (高齢福祉課)	☎046-822-4370
障害者	障害者に関する相談 (障害者虐待防止センター)	横須賀市役所分館1階 (障害福祉課)	☎046-822-8249
こころ	こころの相談	ウェルシティ市民プラザ3階 (保健所健康づくり課)	☎046-822-4336

※各相談機関によって開設時間は異なりますので、詳しくはその機関へお問い合わせください。

## i INFORMATION

### 人権擁護委員は「あなたの街の相談パートナー」です

人権擁護委員は「人権擁護委員法」に基づき活動する民間のボランティアです。

いじめ、差別、虐待、セクハラ、DV、近隣トラブルなどさまざまな問題から市民の人権を守る活動を行っています。

市内の幼稚園や保育園を回り、幼児期から人権感覚を身に着けることを目的とした「人権教室」の開催や、中学生人権作文コンテストなどにも取り組んでいます。

電話  
相談

- みんなの人権110番 0570-003-110
- 子どもの人権110番 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810

面接  
相談

- 常設相談所（横浜地方法務局横須賀支局）  
電話：046-825-6511

詳細は  
横須賀市HPを  
ご覧ください



### 横須賀市人権施策推進指針 [改定版] 【ダイジェスト版】

令和元年(2019年)7月発行

横須賀市市民部人権・男女共同参画課

電話：046-822-8219(直通) Fax：046-822-4500

e-mail：we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp



このパンフレットは、3000部作成し、1冊当たりの単価は、39.9円です。  
このパンフレットは、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に基づく令和元年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。